

令和7年度 甲府市地域生活支援拠点
コーディネート事業所事業計画

1 運営方針

甲府市地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき実施する甲府市地域生活支援拠点事業について、障害児・者が住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、事業の総合調整（コーディネート）等を図る。

2 対象者

- (1) 甲府市が援護実施者である障害者（児）
- (2) 指定特定相談支援事業所、甲府市障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所及び障害福祉に関わる関係機関

3 事業内容

(1) 相談の機能

基幹相談支援センターまたは指定特定相談支援事業所から相談を受け、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、緊急事態が生じた場合相談に応じ、必要なサービスのコーディネート、その他必要な支援を行う。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能

介護者の不在等の緊急事態発生時に、相談や必要なサービスのコーディネート、その他必要な支援を行う。

(3) 体験の機会・場の提供の機能

親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らし体験の機会・場のコーディネートを行う。

(4) 専門的人材の確保・養成の機能

市および甲府市地域自立支援協議会等の方針に沿い、協力し事業を行う。

(5) 地域の体制づくりの機能

相談、緊急受入れ・対応等の事業を通じ地域の課題を把握し、甲府市地域自立支援協議会と連携し、サービス提供体制の確保や連携体制の構築を行う。